

様式 2

随意契約結果表（委託等契約）

所属名	森林総合研究所
契約締結年月日	令和 5 年 7 月 1 4 日
契約者名	株式会社日本医化器械製作所東京支店
契約名	恒温恒湿室外 9 室の保守点検業務
契約金額 (税込み)	2, 4 3 4, 7 4 0 円
随意契約理由	<p>森林総合研究所研究棟及び昆虫飼育棟には、温度管理等が重要な部屋が合計 1 0 室（クリーンルーム 2 室・培養室 2 室・順化室 1 室・きのこ培養室 3 室・恒温恒湿室 1 室・人工気象室 1 室）ある。</p> <p>これらは、植物やきのこの等の培養に必要な温度・湿度・光量・酸素・二酸化炭素量等のそれぞれ異なった条件をコンピュータで制御をし、最適な環境をつくり出している。</p> <p>植物やきのこの等の培養には、この環境を長期にわたり安定して確保しなければならず、条件が狂うとそれまで積み重ねた成果が無駄になってしまう。</p> <p>安定した試験環境の確保には定期的に点検・整備を行い、絶えず最良な状態を保たなければならないため保守点検業務の委託を行う。</p> <p>本室のシステムである制御装置等の機器は、製作メーカー「(株)日本医化器械製作所」の製品であり、保守点検に関しても専門の技術を有するとともに迅速な対応ができる無二のメーカーである。</p> <p>また、製作メーカーが直接点検することで、機器を最も良好な状態に保つことが可能である。</p> <p>以上の理由から、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号及び財務規則第 1 3 7 条第 3 項の規定により、同社で山梨県を管轄する(株)日本医化器械製作所東京支店と随意契約する。</p>
随意契約の適用条項	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号 財務規則第 1 3 7 条第 3 項